

2017年1月23日

大阪府教育委員会 様

審査請求人 松岡 勲

審査請求書

行政不服審査法第6条にもとづき、次のとおり異議を申立て、審査請求いたします。

1、審査請求人の氏名 松岡 勲

2、審査請求に係る処分

平成28年12月7日付教職人第3446号での部分公開決定処分

3、本件処分のあったことを知った年月日

2016年12月12日

4、審査請求の趣旨およびその理由

趣 旨：本件部分公開決定を取り消し、「全部公開」とすることを求める。

経 過：平成28年12月7日付教職人第3446号のとおり

理 由：①審査請求人は、大阪府における小中学校の教科用図書採択について、大阪府教育委員会が文部科学省に報告した教科書採択に係る調査及び府の報告文書等、それに関する処分及び行政措置に係る文書等の開示請求を行った。

②実施機関は、本文書については「個人が他人に知られたくない情報」を理由に、被処分者（懲戒および行政措置）の氏名等を非公開とする、部分公開処分とした。

③教科書採択に係る不正行為については、文部科学省が教科書出版社に対し不正行為について直接調査を実施している。

④あわせて、文部科学省は、各都道府県教育委員会に対しても教科書会社からの報告に基づいた不正行為に関する調査を実施した。

⑤本件開示請求文書は、上記調査に係る文書であり、不正行為の内容や関係者が記載されており、教科書という学校教育上不可欠である物品を採択するという公益上重要な事項を決定する権限行使における不正行為を明らかとする文書といえる。

⑥とりわけ、教科書採択の決裁権を有する教育長が職責上関連強い教科書採択に関する非行行為にかかわっているにも拘わらず市町村名および氏名が非公開とされるのは、コンプライアンスの趣旨からも許されるべきではない。

⑦よって、本件事案の重要性に鑑み、原処分を取り消し、「全部公開」を求める。

5、処分庁の教示の有無およびその内容

不服のあるときは、審査請求又は取消の訴えが提起できる旨の教示があった。

6、審査請求の年月日 2017年1月23日

7、審査の方法について

処分庁からの反論書を待って追加陳述を行う。

口頭意見陳述の機会を設けていただきたい。